

野田市総合公園の管理に関する変更協定書

野田市（以下「甲」という。）と野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体（以下「乙」という。）とは、平成27年11月24日付けで締結した野田市総合公園の管理に関する基本協定書第54条（協定の変更）に基づき、次のとおり変更する協定を締結する。

第1条 基本協定書、仕様書及び管理運営業務要求水準書に定める「教育委員会」を「野田市」に改める。

第2条 仕様書中、施設の概要に定める「※野田市教育委員会生涯学習部社会体育課の事務室として、体育館事務室の一部を使用する。」を削る。

第3条 仕様書中、管理運営業務に定める「野田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「野田市」に改める。

第4条 仕様書に定める緊急対応体制の確立及び非常時の対応を次のとおり改める。

野田市内において、震度4の地震が発生しスポーツ推進課から指示があったとき又は震度5弱以上の地震が発生した場合には、速やかに被害状況を確認し、スポーツ推進課へ報告すること。なお、事故又は地震が発生した際は、速やかに被害者の救済、保護などの応急措置を講じること。

第5条 基本協定第40条に次の1項を加える。

2 乙は、別紙6「大規模災害発生時における施設使用等の協力に関する特記事項」を遵守しなければならない。

第6条 別紙5の次に別紙6「大規模災害発生時における施設使用等の協力に関する特記事項」を加える。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年4月1日

甲 野田市鶴奉7番地の1
野田市
野田市長 鈴木 有

乙 野田市瀬戸1111番地
野田市開発協会・シンコースポーツ共同事業体
共同事業体の代表者
一般財団法人野田市開発協会
理事長 今村 繁

別紙6 大規模災害発生時等における施設使用等の協力に関する特記事項

野田市（以下「甲」という。）から指定管理者の指定を受けた者（以下「乙」という。）は、野田市総合公園の管理に関する基本協定による業務を行うに当たり、大規模災害発生時及びそのおそれがある場合（以下「災害時等」という。）においては、野田市総合公園を野田市地域防災計画に基づく指定避難所として使用すること等について必要な事項を定めるものとする。

1 災害時等の対応

- (1) 乙は、甲が策定した「野田市避難所運営マニュアル」（以下「マニュアル」という。）の施設管理者に該当することから、マニュアルに基づき、安全確認等の初期対応及び必要に応じて避難所の開設に当たるよう協力体制をとること。
- (2) 乙は、災害時等における避難所の開設等の対応について、平常時の業務に優先して行うこと。
- (3) 乙は、災害時等においては、避難所としての機能を果たせるよう施設の開錠や安全点検など必要な措置を速やかに講じること。
- (4) 乙の職員の出勤時に災害が発生した場合は、乙の管理者が施設を開場すること。なお、乙の職員が出勤していないときに災害が発生した場合は、指定された甲又は乙の職員が開場すること。
- (5) 乙は、上記（4）で定める措置を行った後、あらかじめ甲と協議した内容に基づき、避難所等を開設し、その後の運営については甲の指示に従い行動すること。
- (6) 乙は、避難所を開設し、閉鎖するまでの間、施設の利用及び予約を取り消すことができるとともに、災害対応に必要な施設運営を行うよう努めること。
- (7) 乙は、上記（5）に基づき協議した結果を3部作成し、甲の施設担当課及び災害主管課並びに乙が各1部を保管する。
- (8) 費用負担は、次のとおりとする。
 - ・避難者等の受入れのために必要となる物資の購入に係る経費は、甲の負担とする。
 - ・避難所の開設により、人件費や施設管理経費等が、施設の平常利用に係る経費を超える場合又は施設の平常利用の中止による経費が減少する場合の経費の負担については、甲と乙の協議の上決定する。
 - ・避難所の開設期間における利用料金の減収分の負担については、甲と乙の協議の上決定する。
 - ・上記以外に発生する経費の負担については、甲と乙の協議の上決定する。

2 その他

災害時等における避難所運営の方針については、現在、全施設共通のマニュアルを基本としている。今後、甲において個々の施設に対応したマニュアルの策定を予定していることから、乙は策定に協力するとともに、策定後のマニュアルに基づき行動すること。

乙は、甲が実施する防災訓練に協力し、災害時等における適切な対応に備えること。

3 疑義

この特記事項等に定めのない事項及びこの特記事項等に関し疑義が生じた事項については、甲と乙の協議の上決定する。